**平成２４年（フ）第２４１号**
神奈川県秦野市今泉478番地の６
債務者　雨師　　進
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２６６号**
神奈川県小田原市早川105番地加藤アパート201
債務者　須藤　　等
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２８８号**
神奈川県厚木市みはる野１丁目27番11号
債務者　佐久間舞美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第１０５号**
北海道旭川市東光１条３丁目３番４号
債務者　守谷　憲治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０６号**
北海道旭川市東光１条３丁目３番４号
債務者　守谷美津子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０７号**
北海道旭川市東光１条３丁目３番４号
債務者　守谷　　薫
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１２３号**
北海道旭川市神居６条１丁目１番６号　友夢Ⅱ105号室
債務者　木村　時夢
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１２９号**
北海道旭川市末広２条４丁目５番２号
債務者　坂　　亮一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１３０号**
北海道旭川市末広２条４丁目５番２号
債務者　坂　世津子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１５２号**
北海道旭川市旭町１条３丁目841番地の１
債務者　細野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７０号**
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛389番地
債務者　津郷　綾子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７３号**
北海道旭川市東光11条１丁目１番29号　リバーハイツ・アン101
債務者　谷口　幸治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７５号**
北海道旭川市西神楽北２条２丁目228番地の37
債務者　大久保小百合
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７８号**
北海道富良野市北の峰町２番37号　北の峰コーポ６号
債務者　橘　安芸子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１９０号**
北海道空知郡上富良野町西町２丁目２番35号
債務者　白鳥たまき
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部